

平成 30 年 4 月 吉日

施設長 殿

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
会 長 木 平 健 治

### 医薬品安全管理責任者等講習会への参加依頼について

平成 19 年 4 月の改正医療法施行により、医薬品使用時の安全管理体制充実を目的に、すべての医療機関に「医薬品安全管理責任者」の設置が義務づけられました。医薬品安全管理責任者に対しては、医療安全管理者のように診療報酬上の評価はなく、またそれに伴う講習の義務づけ等もありません。しかしながら、医薬品安全管理責任者の医療機関において果たすべき役割は極めて重くなってきており、平成 25 年 8 月に総務省により行われた行政評価監視において医薬品安全管理責任者に言及されたことから、医療監視において医薬品安全管理の現状について確認が行われているところです。

本会では、平成 19 年の法改正以来、毎年「医薬品安全管理責任者」の責務を果たす上で必要とされる最新の知識を得ることができるよう講習会を開催しております。

今年度は昨年より 1 回減って、次に示しますとおり年 9 回の開催を計画致しました。開催地につきましては札幌、仙台、東京（2 回）、名古屋、近畿（2 回）、岡山、福岡となっております。

講義内容は、従来の医療安全対策委員会委員の講義の他に、厚労省、医薬品医療機器総合機構、製薬業界の方に講師を依頼し、オール薬剤師の体制で、医薬品安全管理に関する最新の話題について講習会を行うこととなります。おかげさまで最近 3 年間は、毎年 2,000 人を超える参加をいただいております。

貴施設の医薬品安全管理責任者（あるいは代理の方）の本講習会への参加について、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。